

特定事業主行動計画の平成30年度実施状況について

職員の仕事と家庭の両立を図ることなどを目的とする「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した「特定事業主行動計画」(以下「計画書」といいます。)について、計画書に掲げた達成目標等の実施状況は次のとおりです。

なお、計画書の内容についてもホームページ上で閲覧できます。

I 達成目標の実施状況

目標 1 育児休業の取得を希望する職員の取得率を100%とする。

⇒ 新たに取得を希望した職員の取得率 100%

対象職員数	希望職員数	取得職員数	取得率	平成29年度比
35人	33人	33人	100%	±0

※「対象職員」は、平成30年度に新たに取得することが可能となった職員

目標 2 配偶者の出産時休暇の取得率(2日以上)を100%とする。

⇒ 該当職員の2日以上の取得率 14.3%

対象職員数	取得職員数	取得率	平成29年度比
12人	6人	50.0%	-20.6ポイント

※「対象職員」は、平成30年に子が出生した職員

なお、2日未満の取得職員は4人で、全く取得しなかった職員が2人

目標 3 男性職員の育児休業の取得率を10%以上とする。

⇒ 新たに取得することが可能となった職員の取得率 0%

対象職員数	取得職員数	取得率	平成29年度比
14人	0人	0%	-5.6ポイント

※「対象職員」は、平成30年度に子が出生した職員及び平成30年度に育児休業を取得した職員

目標 4 職員1人当たりの年次有給休暇取得日数を年間12日以上とする。

⇒ 職員1人当たりの年次有給休暇取得日数 8.8日(平成29年比 +0.4日)

II 達成目標以外の取組

1 職員の勤務環境に関する事項

(1) 子育てに関する各種制度の周知に関する取組

各種休暇及び休業等の取得方法などについて周知する小冊子を、職場のイントラネットに掲示し、いつでも閲覧できる環境を整えた。

(2) 妊娠中及び出産後における配慮

妊娠中の職員に対する時間外勤務命令をしないことや、配置替えに配慮した。

また、出産後の職員には、育児休業や復帰後に取得できる休暇、休業制度に関し事前に説明を行った。

(3) 男性職員の育児参加のための休暇等の取得の促進

男性職員が取得可能な休暇等の取得方法などについて、小冊子((1)と同冊子)を職場のイントラネットへ掲示し周知した。

(4) 育児休業を取得しやすい環境の整備

① 育児休業等の制度の周知

制度について、小冊子((1)と同冊子)を職場のイントラネットへ掲示し周知した。

また、制度の内容、休業期間の給付金等について、妊娠を申し出た職員に対し個別に説明を行った。

② 育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成

希望する職員が安心して休暇等を取得できるよう、必要に応じ臨時職員等の人的支援を行った。

③ 育児休業からの円滑な職場復帰の支援

育児休業からの復帰後に取得できる休暇や休業制度に関し、事前に連絡を取り説明した。なお、休業中においては、所属する職場から、全職員への配付物の送付など、必要な情報提供を行っている。

(5) 時間外勤務縮減の意識啓発

① 一斉定時退庁日の促進

毎週水曜日、給与等の支給日を一斉定時退庁日とし庁内放送で呼び掛け、実施した。また、職員の健康管理を考慮し、定時退庁日以外でも所属長を通じてなるべく早い帰宅について定期的に呼びかけた。

② 業務の効率化の推進

東日本大震災の復旧・復興業務のなかにあっても、組織全体で業務の効率化に取り組んだ。また、やむを得ず発生する時間外勤務に関しては、一人の職員に集中しないよう所属長に配慮を呼びかけた。

なお、時間外勤務縮減に関して、事前命令の徹底など周知した。

③ 育児を行う職員の深夜勤務・時間外勤務の制限の制度の周知

全職員に時間外勤務の縮減について周知を図った。

(6) 休暇の取得促進

① 年次有給休暇の取得促進

東日本大震災の復旧・復興業務を進めながらも、職員の健康保持・増進並びに家庭生活の充実を図るため、当該休暇の取得に関し、所属長を通じ呼びかけた。

② 子どもの看護のための特別休暇等の取得の促進

各種休暇の取得方法などについて、小冊子(2(1)と同冊子)を職場のイントラネットへ掲示し、休暇等を取得しやすい雰囲気の醸成を図った。

③ 連続休暇の取得の促進

夏季特別休暇(7月～10月の間に3日間取得可能)に関して、連続取得の徹底を呼びかけながらも、東日本大震災の復旧・復興業務に従事するために連続取得が困難な場合には、分割した取得を認めるなど、取得しやすい環境の整備に努めた。

なお、職員の健康の保持・増進を図るため、可能な範囲で週休日(土・日曜日等)と年次有給休暇を組み合わせた連続休暇の取得について、所属長を通じ呼びかけた。

2 その他の次世代育成に関する事項

(1) 公共施設の子育てバリアフリー

子どもを連れた来場者に対して、他の来場者同様に、相手の立場になって親切丁寧な対応をするよう徹底した。

(2) 子どもと子育てに関する地域貢献活動への参加

地域で行われる子どもたちの活動や子育て活動への職員の参加を推進した。

(3) 安全で安心して子どもを育てられる環境整備活動の取組

防犯活動等の地域活動への職員の積極的な参加を推進した。また、子どもなどの交通弱者を事故から守るため、交通法規の遵守に関し職員研修の実施及び文書で通知し、交通安全意識の高揚に努めた。